

千葉市教育支援センター等活動費・通所費助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒のうち不登校であるものの保護者に対し、教育支援センター等に係る活動費及び通所費を助成することにより、教育機会の確保を図り、もって児童生徒の社会的自立に向けた支援の拡充に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 千葉市立の小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在籍する者
- (2) 保護者 児童生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のいないときは、未成年後見人又は児童生徒と同居しその生計を維持する者）
- (3) 教育支援センター等 千葉市教育センターの管理する教育支援センター並びに不登校の児童生徒を受け入れることを主な目的とする団体及び施設等

(対象者)

第3条 教育支援センター等活動費・通所費の助成（以下単に「助成」という。）を受けることのできる者は、次の各号のすべてに該当する保護者とする。

- (1) 千葉市要保護及び準要保護児童生徒就学援助に関する要綱第7条の規定による認定を受けていること
- (2) その子女である児童生徒が在籍する小学校、中学校又は特別支援学校において、教育支援センター等へ活動及び通所することについて指導要録上の出席扱いとされていること

(助成の費目)

第4条 助成の費目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 活動費
- (2) 通所費

2 前項各号に掲げる費目について、助成の対象となる範囲は別表1のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2号に規定する要保護者に対しては、第1項第2号の規定は適用しないものとする。

(受給資格の認定申請)

第5条 助成を受けようとする保護者は、別に定める期日までに教育支援センター等活動費・通所費助成受給資格認定申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して、その子女の在籍する学校の長（以下「学校長」という。）を経由して、教育委員会に申請しなければならない。

2 申請書の提出を受けた学校長は、当該申請が第3条各号の規定に該当する場合は、その旨を申請書に副申するものとする。

(受給資格の認定)

第6条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、第3条各号に規定する対象者に該当するかどうかについての審査を行い、その結果を教育支援センター等活動費・通所費助成受給資格認定結果通知書(様式第2号)(以下「認定結果通知書」という。)により、当該申請者に通知するものとする。

(認定内容の変更)

第7条 前条の規定により受給資格の認定を受けた者(以下「認定保護者」という。)は、認定結果通知書に記載の事項に変更が生じたときは、申請書に必要な書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により申請のあった事項が認定結果通知書に記載事項の変更を要するものと認めるときは、記載事項に所要の変更を行った認定結果通知書によりその旨を認定保護者に通知するものとする。

(助成の額の算定)

第8条 第4条第1項第1号に規定する活動費は、認定保護者が教育支援センター等活動実績報告書(様式第3号)により教育委員会に報告した額とする。ただし、支給額の上限は別表2に定めるとおりとする。

2 第4条第1項第2号に規定する通所費は、学校長が教育委員会に提出する教育支援センター等通所実績報告書(様式第4号)に記載された教育支援センター等への通所日数に、第6条の規定により認定された通所のための単価を乗じて得た額とする。

3 教育委員会は、前2項の額を合算して得た額を助成の額として決定し、教育支援センター等活動費・通所費助成額決定通知書(様式第5号)(以下「決定通知書」という。)により認定保護者に通知するものとする。ただし、支給額の上限は別表2に定めるとおりとする。

(助成費の支給)

第9条 認定保護者は、前条第3項に規定する決定通知書に基づき、別に定める期日までに、教育支援センター等活動費・通所費助成請求書(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の請求に基づき、前条第3号の規定により決定した助成の額を、認定保護者があらかじめ指定した金融機関の口座に振り込むものとする。

(受給資格の喪失)

第10条 認定保護者は、第3条に規定する者に該当しなくなったときは、受給資格を喪失する。

2 認定保護者は、受給資格を喪失した場合には、教育支援センター等活動費・通所費助成辞退届(様式第7号)を教育委員会に提出しなければならない。

(停止及び取消し)

第11条 教育委員会は、前条に定めるほか、認定保護者が受給資格を喪失したと認めるときは、受給資格の認定を取り消し、教育支援センター等活動費・通所費助成受給資格喪失通知書（様式第8号）によりその旨を認定保護者に通知するものとする。

（助成費の返還）

第12条 教育委員会は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者がいるときは、その者から既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

別表1（第4条関係）

費目	支給の範囲
（1）活動費	教育支援センター等で実施する宿泊を伴わない活動経費
（2）通所費	自宅から教育支援センター等までの通所の距離が片道2 km以上（児童生徒が中学生（特別支援学校の中等部に在籍する児童生徒を含む。以下同じ。）の場合にあっては4 km以上）である場合の当該教育支援センター等への通所に係る交通費。ただし、公共交通機関を利用した最も経済的な経費で、別に定める支給額を超えない場合に限る。

別表2（第8条関係）

区分	支給額の上限
活動費	児童生徒1人当たり1,600円（当該児童生徒が中学生（特別支援学校の中等部に在籍する児童生徒を含む。以下同じ。）の場合にあっては2,310円）を超えないものとする。
活動費と通所費の合算	児童生徒1人当たり47,800円（当該児童生徒が中学生の場合にあっては83,210円）を超えないものとする。